

大阪地裁総第 542 号

令和 6 年 5 月 14 日

山 中 理 司 様

大阪地方裁判所長



司法行政文書不開示通知書

令和 6 年 2 月 13 日付け（同月 15 日受付）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

被害者等の個人特定事項の記載がない勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものとの写しを発行する際の大阪地裁及び大阪簡裁の事務手続を定めた文書（令和 6 年 2 月 15 日以降の最新版）

2 開示しないこととした理由

1 の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話 06 (6363) 1281 (内線 4122)